

平成 18 年度介護保険改正/自立支援法施行を受けての
住民参加型在宅福祉サービスの現状と今後のあり方
(意見表明)

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会
代表幹事 山王丸 由紀子

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会（以下、「全国連絡会」とする）では、介護保険改正/障害者自立支援法施行による住民参加型在宅福祉サービス（たすけあい活動）への影響調査を行いました。その結果、394 の団体から多くの意見が寄せられました。

このことを受けて、現状の分析と今後の住民参加型在宅福祉サービスのあり方について、全国連絡会として以下のとおり意見表明を行います。

～基本的な立場・視点～

私たち住民参加型在宅福祉サービス団体は、介護保険が導入される以前から、「誰もが、高齢になっても、障害があっても、互いに支えあい、安心して身近な地域で暮らし続けられること」を願い、住民どうしの「たすけあい」による幅広い生活支援サービスをすすめてきました。そして、制度的サービスが徐々に整備されるにしたがい、それらとも連携し、あるいは自らその担い手となり、一人ひとりの利用者・住民に寄り添いながら、必要なサービスを提供してきました。

私たちが、こうした活動を通じて実感していることは、

- 一人ひとりが人間らしく尊厳をもって生きることを支え、真の自立支援をすすめるためには、生活支援の視点から制度・非制度を問わず、それぞれ包括的で柔軟なサービス提供が求められていること
- 制度の枠組みや運用では十分対応できないサービスがあり、ことに日常の生活支援や家族関係・人間関係・社会関係の維持・向上のための支援等が重要になっていること
- そして、制度・非制度のサービスが、一人ひとりの利用者に対して連続性・一貫性をもって提供される必要があること
- 非制度のサービスで対応しているなかで、制度としても対応しなければならないような深刻なニーズがあり、行政としてきちんと対応すべきであること、などです。

そして、利用者・住民の立場から、こうした現状や課題を踏まえ、あるべきサービスを自ら実践しつつ提案していく、私たち住民参加型在宅福祉サービスの役割が、ますます重要になっていると考えています。

私たちは、こうした「利用者本位のサービスの実現」という基本的立場・視点に立ち、この間の制度改正・導入等が、主に「たすけあい活動」に及ぼした影響や課題について報告するとともに、今後への意見表明を行うものです。

【制度改正によるサービス団体への影響について】

- 制度改正後、利用者数・利用時間とも、半数の団体が増加していると回答している。それぞれの団体において、何とか当面の対応策を講じてきている現状がある。
- 介護保険改正によって、同居家族がいるために介護保険が適用とならない例が多く、た

すけあい活動がその受け皿となり、住民参加型団体に依頼が急増している実態がある。しかしながら、多くの住民参加型在宅福祉サービス団体は、事務負担の増加や担い手不足・団体の運営資金不足のために、以前にまして活動に負荷がかかっていると回答している。

- また、「人材確保・人材育成」「財政」において、将来に不安を感じている。
- サービス充実に必要と感じていることとしては、人材確保、ニーズ把握、他団体との交流・情報収集、公費の助成、規制緩和等があげられている。
- 今後、一層の住民参加型在宅福祉サービス活動の広がりが必要であるという認識がある（団体数及び個々の団体規模）。

【全国連絡会としての考え方（意見表明）】

1. 役割・実態の再確認

- 公的制度では常に対応できない問題が発生し、それに対応することができるのは、住民参加型在宅福祉サービスや「たすけあい」といったインフォーマルなサービスであることを再確認することが必要である。
- 今回の改正等により、家事援助サービス等、公的制度が対応できない生活に必要なニーズを、住民参加型在宅福祉サービス団体が受け皿として対応しているという実態を、関係者は認識する必要がある。

2. ネットワークの充実

- 住民参加型在宅福祉サービス団体は、地域に根付いた活動を行うがゆえに、個々の団体の規模は小さく、制度の変化の内容によっては、団体の活動継続や存続に大きな影響を受けることとなる。
- こういった団体がそれぞれの活動を充実させ、また団体数の拡充をしていくためには、利用者を中心としながら、地域の様々な関係者・活動団体・機関がネットワークを組み、情報交換を行いながら、共にサービスの実施や改善に取り組むことが重要である。
- これを実現させるには、全国連絡会がこれまで行ってきた幹事会の開催や、全国研究セミナーをとおして場づくりを行ってきたことを今後も継続していくことが重要であり、加えて県段階での団体同士の情報交換の場を作り広げていくことが今後の重要課題である。

3. 助成・補助の確保、人材育成の支援

- また、国・自治体の施策においても、助成や補助など制度をもってこれらの団体の活動を支える仕組みが求められている。
- 担い手不足の解消や担い手の質の確保についても、各地での研修会の実施などにつながる補助等による支援が望まれる。

4. 規制の緩和

- 公的制度の事業とたすけあいを併存させている団体においては、利用者が必要としているいわゆる制度で対応できない「上乘せ・横出し」部分のサービスを、同じ事業者で実施ができないという規制を受け、苦慮しているケースが多々見受けられる。
- 介護保険成立以前より「住民同士のたすけあい」という観点から行われてきている各種のたすけあいサービスに対して規制を行うということがないよう、利用者の利便性も考慮して行政は対応をお願いしたい。

5. 行政の責任発揮と連携・支援への期待

- 自治体によっては、既存制度で対応できないニーズには関与しないといった態度が見られるが、あらゆる住民の生活を最後に支えるセーフティネットは行政であり、行政は改

めてその責任を自覚し、対応策等すみやかに講じていただきたい。

- 住民参加型在宅福祉サービス団体は、地域での住民の生活を互いに支え合う視点から、要援助者のニーズを確実に受けとめ、きめ細かに柔軟に対応する仕組みづくりをすすめてきた。
- 各地の自治体は公的サービスの柔軟実施に努めるとともに、要援助者の生活を支える上でのインフォーマルサービスの必要性を理解し、共通のテーブルでの話し合いを持ちつつ連携を図り、さらに活動の基盤整備や支援に積極的に取り組むことを望むものである。